

新たな活力を創造し

五城目町・八郎潟町・井川町任意合併協議会



の香り豊かなまち

協議会だより

GOJOME-MACHI HACHIROGATA-MACHI IKAWA-MACHI H15.10.31 第3号



任意合併協議会では、これまでの協議を踏まえ、

新町まちづくり構想、合併協定基本項目、
法定合併協議会設置のための規約や予算などを確認しました
今後は、法定合併協議会に移行し、
3町の合併に関する協議をさらに深めることとしました

- 【その他】
財政シミュレーションについて
次回の協議会の開催日、協議案件等について
- 協議第18号 法定合併協議会事務局の事務に従事する県職員派遣を要請することについて
- 協議第17号 平成15年度任意合併協議会補正予算第1号について
- 協議第16号 平成15年度法定合併協議会予算について
- 協議第15号 平成15年度法定合併協議会事業計画及び合併までのスケジュールについて
- 協議第14号 法定合併協議会報酬及び費用弁償に関する規程について
- 協議第13号 法定合併協議会規約について
- 協議第12号 法定合併協議会規約について
- 協議第11号 新町の事務所の位置について
- 協議第10号 新町の名称について
- 協議第9号 新町の期日について
- 協議第8号 合併の方式について
- 協議第7号 合併の期日について
- 協議第6号 新町まちづくり構想について

第3回・第4回任意合併協議会を開催
9月24日に第3回、10月14日に第4回の任意合併協議会が開催されました。

この2回にわたる協議会では、これまでの協議会委員の意見などを整理し、新町まちづくり構想、合併協定基本項目、法定合併協議会規約などについて協議が行われました。

新町まちづくり構想の構成図(抜粋)

任意合併協議会で協議されている「新町まちづくり構想」の一部をご紹介します。今後、法定合併協議会では、この構想を基に具体的な事業や財政計画などを加えた新町建設（新町まちづくり）計画の策定に入ります。

まちづくりの基本理念

「人」「自然」「文化」の調和と自立ある発展を基本理念とし、それぞれの歴史や伝統、個性や可能性をもとに共に相和し、その役割を担いつつ、住民主導の21世紀に躍進するふるさとを創造していくことを共通の目標とします。

新しいまちの将来像

新たな活力を創造し、人、自然、文化の香り豊かなまち

基本方針

- 1 快適に暮らせる 美しいまちづくり**
快適な生活環境整備と定住対策の推進
緑あふれる田園空間の整備
交通ネットワークの整備
安心・安全の防災防犯対策の推進
- 2 心豊かな人が育ち、育むまちづくり**
豊かな心と生きる力を育む学校教育の充実と推進
いきがいを育む生涯学習活動とネットワークの推進
文化・スポーツ・レクリエーションの振興と推進ネットワークの形成
青少年健全育成活動の充実と推進
- 3 活力と魅力あふれる 産業が躍進するまちづくり**
活力と魅力あふれる農林水産業・商工業の振興
魅力あふれる観光の振興とネットワークの形成
地域地場産業や伝統的産業の振興と技術の伝承支援
起業や技術、研究開発への支援
- 4 健康でおもいやりで満たしたまちづくり**
いきいきと暮らせる福祉・保健・医療の充実
少子化対策と健やか子育て支援
ボランティア・NPO・地域ケア活動の支援と人材育成
- 5 共に歩む参加と自立のまちづくり**
地域情報化と情報ネットワーク形成の推進
地域コミュニティ形成や各種地域活動への支援
多彩な交流連携の展開と促進
住民主導のまちづくりと効率的行財政運営の推進
男女共同参画社会の形成

重点プロジェクト

- ふるさと創生プロジェクト**
定住促進対策の推進
八郎湖の利活用と湖岸開発整備による魅力づくり
豊かな森林利活用と魅力づくり
公園等施設の多目的利用による魅力づくり
歴史的伝統的風物詩等の伝承と育成による新たな魅力づくり
上水対策と水資源対策の推進
- 産業振興プロジェクト**
環境にやさしい資源循環型社会の形成及び魅力ある農林水産業の振興と産地化の形成
活力ある商業の振興と中心市街地活性化の推進
企業立地の促進と雇用対策の推進
地域地場産業の振興と地域特産物やブランド商品の開発及び販売流通対策の推進
起業や開業への支援と技術や研究開発への支援
- 高度情報化プロジェクト**
情報技術の活用による地域情報化の推進と情報格差の是正
住民と行政の情報双方向ネットワークの形成
公共的施設間の情報ネットワーク形成による各種住民サービスの展開
- 人材育成プロジェクト**
「スポーツのまち」の形成と推進ネットワークの形成
「芸術・文化のまち」の形成と推進ネットワークの形成
青少年健全育成の推進と青年団体活動等への支援
多彩な交流と国際化の推進

編集・発行 五城目町・八郎潟町・井川町任意合併協議会 事務局
〒018-1792 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目1-1-1 五城目町役場2階会議室
電話 018-879-8077 FAX 018-852-5603
E-mail adm in@ko tou3.on arena.ne.jp ホームページアドレス http://www.ko tou3.on arena.ne.jp

まちづくり構想について

これまで、「湖東3町まちづくり構想」に基づき意見交換を行ってきましたが、これらの意見・提言を整理した「新町まちづくり構想(案)」が提案され、これに基づき協議を行いました。

協議第6号 新町まちづくり構想について

湖東3町まちづくり構想から変更となった主な内容は次のとおりです。
【新しいまちの将来像】…「暮らし」を「文化」に改め、「人、自然、文化の香り豊かなまち」としました。

【基本方針】…「定住対策」「伝統的産業の振興」「ボランティア等活動の支援と人材育成」「住民主導のまちづくり」「男女共同参画社会の形成」を新たに加えました。

【重点プロジェクト】…定住促進や魅力的な観光などのふるさとを創る「ふるさと創生プロジェクト」、スポーツのまちと「芸術文化のまち」を創る「人材育成プロジェクト」を新たに加えました。

合併協定基本5項目について

合併の方式などの合併協定項目は、法定合併協議会で協議し決定することとなっておりますが、法定合併協議会での協議の推進を図るため、任意合併協議会であ

らかじめ調整の方向性を検討し、法定合併協議会に引き継ぐため、それぞれの項目について協議を行いました。

協議第7号 合併の方式について

合併の方式は、新設合併(対等合併)と編入合併(吸収合併)の2つがありますが、3町は新設合併によることを協議しました。

協議第8号 合併の期日について

合併の期日は、合併特例法の適用期限となる平成17年3月31日までの合併を目指すことなどを協議しました。

協議第9号 新町の名称について

新町の名称は、公募による方法を取り入れて決定しているのが一般的ですが、その公募の必要性や3町の名称を使うのが、使わないのかなどの公募基準についても検討する必要があることから、継続して協議することとしました。

協議第10号 新町の事務所の位置について

新町の事務所の位置は、本庁舎をどこに設置するかということですが、新町の名称とも関連することもあり、また、合併後の事務所方式(本庁方式、分庁方式、総合支所方式)がどのようなものか検討する必要があることから、継続して協議することとしました。

平成17年3月に合併するした場合における法定合併協議会の協議の進め方などについて説明が行われました。

協議第16号 平成15年度法定合併協議会予算について

協議委員会報酬などの会議費や事務局の事務費として3,908千円、新町まちづくり計画策定支援業務委託や住民説明会、協議会だよりの発行に係る合併推進事業費6,820千円など歳出総額を11,004千円とし、歳入は、県補助金5,000千円と各町負担金6,000千円として、各町それぞれ2,000千円を負担することについて協議しました。

協議第18号 法定合併協議会事務局の事務に従事する県職員の派遣を要請することについて

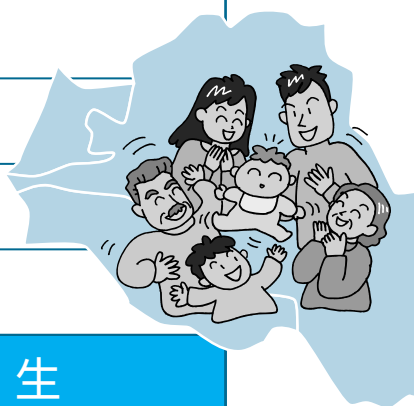
法定合併協議会の設置に伴い、協議の円滑な事務運営を図る必要があることから、協議会事務局に県職員1名の派遣を要請することとしました。また、その県職員の人件費について、3町で均等に負担することを確認しました。

その他の案件について

協議第17号 平成15年度任意合併協議会補正予算第1号について
任意合併協議会における事務事業一元化などの事務処理状況や決算見込みなど

平成17年3月に合併する場合のスケジュール(事務局案)

平成15年度	H15. 11月	まちづくり計画の協議	合併協定項目の協議	1~4回協議会	協定項目の概要説明 合併の方式 合併の期日 新町の名称 新町の事務所の位置 財産の取扱い 議会議員の定数及び任期 農業委員会委員の定数及び任期 などについて提案・協議	
	H16. 1月			5~7回協議会	町税 職員の身分 特別職の身分 条例、規則 使用料、手数料 組織機構 一部事務組合 補助金、交付金 などについての提案・協議	
	2月			8~10回協議会	補助金、交付金等 字名 慣行 国保事業 介護保険事業 消防団 各種事務事業 窓口業務、電算システム、広報 納税、都市交流、防災、保健衛生、児童福祉など などについての提案・協議	
	3月					11~14回協議会
平成16年度	4月	決定	決定	決定	住民説明会(まちづくり計画、合併協定内容など)	
	5月					
	6月					
	7月					
	8月					
	9月					町議会で合併議決 合併協定書の調印 知事に合併申請書提出
	10月					
H17. 1月	総務大臣合併届出					
2月	総務大臣告示 町長職務執行者の選任 閉町式・開庁式					
3月	新町誕生					



3町における合併しない場合、合併した場合について共通の考え方(基準など)に基づく各町での試算結果を踏まえ、事務局で合併後16年間(平成17年度から平成32年度)の財政状況を推計し、その結

財政シミュレーション

果について報告する必要があることから、第5回任意合併協議会を開催するため協議委員会報酬を追加する補正予算を協議しました。

【合併した場合の試算結果】
合併しない場合の試算に、合併に伴う財政支援措置(国県支出金9億円、合併特例債12.8億円など)や職員削減などに伴う行政経費の削減、3町の一体的なまちづくり事業などを盛り込んで推計すると、合併後16年目では、約40億円の基

果について説明が行われました。
【合併しない場合の試算結果】
3町あわせた財政見通しは、平成17年度から収支不足となり、その後毎年2億円から5億円の収支不足となります。



任意合併協議会の会議の様子

協議第11号 財産の取扱いについて
財産の取扱いは、それぞれの町が持っている土地や建物などの財産や基金などの正の財産、借入金などの負の財産を原則としてすべて新町に引き継ぐことを協議しました。

法定合併協議会関係について

3町の合併に関する協議を法定合併協議会で行うためには、3町の協議によって規約などを確認し、各町の議会で、協議会設置についての議決を経ることが必要となります。そのため、任意合併協議会として、法定合併協議会を設置するための規約、事業計画、予算などについて協議を行いました。

協議第12号 法定合併協議会規約について
地方自治法や合併特例法に基づく法定合併協議会の規約ですが、基本的には任意合併協議会規約とほぼ同じ内容となっております。新たに追加された内容は、協議会委員を1名(県地域振興局長)加えること、新町名称選定などの事項を協議するような小委員会を設置できるようにしたことなどです。

協議第13号 法定合併協議会会議運営及び傍聴に関する規程について

協議会の会議の運営などについての規程ですが、基本的には任意合併協議会における規程とほぼ同じ内容となっております。

協議第14号 法定合併協議会報酬及び費用弁償に関する規程について

協議会委員の報酬額などについての規程ですが、日額4,500円の報酬額は任意合併協議会と同額となっております。

協議第15号 平成15年度法定合併協議会事業計画及び合併までのスケジュールについて
事業計画として、新町まちづくり構想を基本にした新町まちづくり計画の策定50項目にのぼる合併協定項目の調整、新町名称の公募、事務事業一元化や電算事務の統合に向けた調整などを行うことを協議しました。
合併までのスケジュールについては、